

電源開発株式会社「(仮称)輪島ウインドファーム事業環境影響評価方法書」に係る 審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成31年3月1日付けで電源開発株式会社より届出された「(仮称)輪島ウインドファーム事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 令和元年5月8日
- (2) 石川県知事意見 * 令和元年8月6日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第13回)
* 令和元年8月8日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

| 顧問の指摘 | 事業者の対応方針 |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・沿道大気1の調査地点近傍において道路が二股に分かれており、工事用車両の走行ルートによって住居への影響が異なる点に注意して、予測地点を設定すること。 | ・工事用車両の走行ルートを考慮して予測地点を設定します。 |
| ・ホトケドジョウの分布の可能性を考慮して現地調査を行うこと。 | ・ホトケドジョウは主に小川や細流、ため池などに生息していることから、類似する環境で調査を実施する昆虫調査や両生類調査における任意調査でその把握に努めます。 |
| ・シャープゲンゴロウモドキ等の希少なゲンゴロウ類について、現状の魚類・底生生物の調査地点では把握できない可能性があるもので調査地点について検討すること。 | ・ゲンゴロウ類は主にため池、水田等に生息していることから、類似する環境で調査を実施する昆虫調査や両生類調査における任意調査でその把握に努めます。 |
| ・対象事業実施区域が海域に近いので、海域への影響がないことを準備書で示すこと。 | ・沈砂池からの排水の河川への到達可能性を推定する方法により、海域への影響がないことを準備書において示します。 |
| ・対象事業実施区域内の気象観測塔のデータから現地の風向出現傾向を確認の上、騒音の調査地点設定を検討すること。 | ・対象事業実施区域内の気象観測塔のデータから現地の風向出現傾向の確認を行います。騒音の調査地点は各方位を網羅するように設定しておりますが、地元住民の意見も踏まえて設定するように努めます。 |

| | |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| | す。 |
| ・鳥類のスポットセンサスについて、植生のみならず、風車の位置も考慮した調査地点を設定すること。 | ・植生及び風車位置を考慮した調査地点の設定を検討します。 |
| ・植生調査は、ミズバショウ群生地に考慮して、春季の追加を検討すること。 | ・植生調査の時期について検討します。 |
| ・動物の調査地点は、風車設置箇所、非改変区域、環境類型区分の条件を考慮して設定すること。 | ・風車設置箇所、非改変区域、環境類型区分等の条件を考慮した調査地点の設定を検討します。 |

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、石川県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。